

第 2 回 鹿 児 島 地 区 合 併 協 議 会

会 議 録

日時：平成 1 5 年 2 月 1 4 日（金）

場所：鹿児島東急イン 2 階ペガサスの間

平成15年2月14日午前9時57分開会

開 会

○黒木事務局次長 皆様おはようございます。

定刻前ではございますけれども、皆様おそろいでございますので、ただいまから第2回鹿児島地区合併協議会を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、お手元の会議次第に基づき進めさせていただきますが、本日は、次第にありますように、報告1件、議案2件となっております。

ここで、本日の会議資料についてご確認をお願いいたします。

表紙に「会議次第」とあるもの、同じく表紙に「第2回鹿児島地区合併協議会」とあるもの、そして附属資料の「1市5町のすがた」でございます。また、茶封筒の中に入れてありますけれども、1市5町の要覧等を参考までにお配りしております。

おそろいでしょうか。

会長あいさつ

○黒木事務局次長 それでは、開会に当たりまして、鹿児島地区合併協議会会長であります鹿児島市の赤崎市長がごあいさつを申し上げます。

なお、会長には、ごあいさつの後、議長として議事を進行していただきます。

よろしく願いいたします。

○赤崎会長 皆さんおはようございます。

お互いの会でありますので、座ったままごあいさつをさせていただきたいと存じます。

本日は、第2回の鹿児島地区合併協議会の開催でございますが、皆様方におかれましては大変ご多忙の中をご出席を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げたいと存じます。

さて、先月31日の第1回鹿児島地区合併協議会におきまして、これからの合併協議における最も基本となります「合併の方式」「合併後の市の名称」及び「事務所の位置」についてご決定をいただきました。私は、第1回の協議会を終えまして、いよいよ合併協議会の実質的な協議が始まったなあと、そういうことを実感させられたところでございます。

これから、当協議会におきましては、市町村建設計画や各分野の協定項目の調整方針等をご審議をいただくこととなりますが、これらはいずれも合併後のまちづくりの指針となるものでございますので、各委員の皆様方におかれましては、慎重な中にも活発なご論議

を賜りますように心からご期待を申し上げたいと存じます。

さて、先般私の方から申し上げましたが、今後、当協議会においていろいろ審議をしていただく議案は、それぞれの自治体にとっても、あるいは住民にとっても極めて重要な案件ばかりでございますので、原則として、やはり提案の日は持ち帰っていただいて、そして次の協議会までにできるだけ吟味・検討をしていただいて、そしてその次の協議会で議決をすると、それを順繰り順繰り繰り返していくと、そういう方式をとらせていただいた方がいいのではなからうかと思っておりますので、再度そのことをお願いをし、ご確認をしていただきたいと思います。

本日の議案の取り扱いについては、その議案のところで具体的にそういうことで私の方から諮らせていただきたいと思います。そのように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

本日の会議は、お手元に差し上げてございますように「合併の期日」と「市町村建設計画の原案策定方針」の2件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げて、開会に当たりましての私のあいさつとさせていただきます。

○赤崎会長 それでは、あいさつの終わりましたところで、早速会議に入らせていただきます。

【「会長」という者あり】

○ふじた委員 実は今、会長ごあいさつの中で改めて触れていただきました議案の取り扱いについて、原則として持ち帰ると。このことについては、そのとおり受け止めさせていただきます。特に私どもの市議会としては特別委員会を設置をして、特別委員会の中でできるだけ審査をしながら、議会全体の意思をまとめていこうと、こういう取り扱いになっております。

そこで、念のためにもう一度お伺いしたいんですけども、原則として持ち帰り、吟味・検討していただいて、次の機会に決めると、こういうご発案でありますけれども、私どもとしましては、内容によっては次の機会にどうしても決められないものも出てくるのではないかと。特にマニュアルの中にもありますように、そういった案件については時間を要する場合もあり得ると、こういう提起もされておまして、ぜひその点については、がんじがらめに次の機会に必ず決めるんだということではないと、極めて重要でなかなか決められないものについては、再持ち帰りもあり得るということについて、ぜひ協議会の場でご確認をいただければありがたいなというふうに思っておりますので、ごあいさつに対

してのお尋ねで大変恐縮でございますけれども、ひとつご配慮方よろしくお願い申し上げます。

○赤崎会長 まず私の考えの表明が要りますか、皆さんにお諮りをしますか、今のご意見は。

○ふじた委員 できましたら、会長としてのご発言をいただければと。

○赤崎会長 原則として持ち帰り、原則として次の協議会で決定をするということで。

お話があったように何といってもやっぱりこれは議論を深めて、そしてお互いに納得の上で、1市5町が同じレベルでこれからやっていかなければいけないことでございますので、おっしゃることは当然そういうこともあり得る。またそれはその都度この会議の中で皆さんとお話をしながら進めていくということでいかがなものかなと思っております。

皆様方そういうことでよろしゅうございますですかね。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎会長 いいですか、ふじたさん、そういうことで。

○ふじた委員 はい。

○赤崎会長 それでは、そのようにひとつ運ばせていただきたいと思います。

今、ふじた委員のご発言もできるだけ慎重にやって、悔いを残さないように、そしてまた、住民の皆さんに心から喜んでいただけるようなそういう合併にと、そういう気持ちからの発言であろうと思っておりますので、できるだけお互い議論を尽くしていくということで進めてまいりたいと思っております。

報 告

(1) 鹿児島地区合併協議会の会長の職務代理について

○赤崎議長 それでは、まず、3の報告でございます。

3の報告は、「鹿児島地区合併協議会の会長の職務代理について」ということでございますが、私の方から報告をさせていただきます。

「第2回鹿児島地区合併協議会」というこの冊子の1ページに報告として掲げてございますので、ごらんをいただきたいと思います。

鹿児島地区合併協議会の会長の職務代理につきまして、鹿児島地区合併協議会規約第8条の規定に基づきまして、会長の職務代理を松元町長の四元泰盛町長にお願いをしたいと思います。

そういうことで皆様方のご了承もいただき、特に松元町の四元町長にひとつよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

議 事

第 9 号議案 合併の期日について

○赤崎議長 それでは、続きまして、4 の議事に入らせていただきます。

まず最初は、第 9 号議案「合併の期日について」を議題といたします。

事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、協議会資料の 2 ページをお開きいただきたいと思います。

「第 9 号議案 合併の期日について

合併の期日を次のとおり決定することについて、協議を求める。

合併の期日は、平成 16 年 11 月 1 日を目標とする。」といたしております。

また、次のページ、3 ページ、4 ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、この「合併の期日を決定することの意義」等につきまして、順次ご説明をさせていただきますと思います。

なお、左側の 3 ページと右側の 4 ページ、「合併の手続の概要」というフローがございますが、両方をごらんいただきながら説明をお聞きいただきたいと思いますと存じます。

まず 1 番目の「合併の期日を決定することの意義」につきましては、おおむね 2 つほどあろうかというふうに考えております。

まず、「合併協議を着実に進めていくための目標を設定する」ということが 1 つでございます。

もう 1 つは、市町村建設計画ということの「期間の始期を明確にする」ということでございますが、市町村建設計画につきましては、その始期は、合併施行の日から始まるというふうに考えておりますので、この時期を設定するということは、その始期が明確になるということになるかというふうに思っております。

2 つ目の「合併の期日を決定するにあたっての留意点」ということにつきまして、5 項目ほど挙げております。

まず 1 つ目は、「市町村の合併の特例に関する法律の有効期限を考慮すること。」というところでございますが、現行の合併特例法の期限は、ご案内のとおり平成 17 年 3 月末までとなっております。その期限までに合併が実現した場合に、国・県の財政支援措置が受

けられることになっております。したがって、合併をすれば、法の期限でございます平成17年3月末までに合併をすることが望ましいというふうに考えております。

また、この鹿児島地区におきましては、法定合併協議会の前に合併準備協議会というのがございましたが、その合併準備協議会の中で、昨年9月6日でございますが、1市5町の首長会が開催をされまして、合併期日につきましては、合併特例法の期限を念頭に置いて取り組むということで確認がなされているところでございます。

続きまして、2つ目、「(2)合併の手續に要する期間を考慮すること。」という点でございますが、右側の方のフローの真ん中よりちょっと上、「平成16年早々」というところでございますが、「合併協定書の調印」、この時期を平成16年早々を現在、想定をいたしておりますが、この協定調印の後、1市5町の各議会に合併議案を提案し、議決が得られましたならば、県知事の方へ合併申請書を提出することになります。県におきましては、「県議会の議決」を経て、「合併の決定」を行ってまいります。「合併の決定」がなされますと直ちに、その右側の方になりますけれども、総務大臣の方へ届けを行いまして、大臣としては、「届出」を受理したときは、直ちに「告示」を行うことになります。

その「16年早々」の「合併協定書の調印」から総務大臣の「告示」までに要する期間が、国のマニュアル等によりますと、おおむね6カ月程度と言われております。

そうなりますと、平成16年早々に合併協定書の調印を行えば、総務大臣告示までに要する期間が約6カ月ということと、その後に行う必要がございます合併関連議案の議決というのがございますが、その期間を考慮いたしますと、平成16年10月以降ということになります。

続きまして、(3)の「合併後の市の予算編成に要する期間を考慮すること。」という点でございますが、合併が実現するということになると、やはり早期に1市5町の一体化を図っていくということがやはり必要でございます。そのためには、これから策定をまいります市町村建設計画に盛り込んだ事業を早期に実現をしていく必要がございます。そうなりますと、やはり17年度が新しい市になった後の当初予算ということになりますが、その17年度当初予算を本格予算として編成をしていくことが望ましいというふうに考えております。本格予算の予算編成のことを考慮いたしますと、平成16年中の合併というのが望ましいというふうに考えております。

続きまして、(4)の「合併と同時に住民サービスが滞りなく行えるよう、合併準備作業の期間を考慮する」という点でございますが、合併準備作業は、「合併議案の議決」、

これは「16年2月」のちょっと下のところになりますが、「合併議案の議決」後に取りかかることとなります。具体的な事務としましては、電算システムの統合や条例・規則の改正などがございます。特に電算システムの統合には、これはやはり約8カ月程度を要するというふうに今、私ども事務局では想定をいたしております。

また、合併期日を仮に年度末というような選択をする場合は、収入・支出の会計処理がやはり年度末には集中いたします。それに加えて、5町の決算につきましては、合併ということになりますと出納整理期間がないという、これは法律上のそういうことになっております。したがって、通常の会計処理と合併に伴う決算処理が輻輳をしてくるといような難点がございます。

最後に、考慮することといたしましては、「首長の任期を考慮すること。」ということも国のマニュアル等では言われているところでございます。

続きまして、あけていただきまして、5ページをお願いいたします。

これは、「合併の期日の事例」ということで3つ分けて書いてありますが、一番上は、「平成5年以降に合併した先行事例」ということでお示しをいたしましたけれども、現在の合併特例法の期限である16年度末までの合併を促進している現行の合併特例法を適用した事例といたしましては、「平成7年9月」、上から3つ目でございますが、「あきる野市」の合併以降が現行の特例法を適用した事例でございます。

さらにまた、平成11年にやはり合併特例法が改正をなされまして、合併特例債等の国の財政支援措置が設けられておりますが、この国の財政支援措置である合併特例債を適用した事例といたしましては、「平成13年1月」の「新潟市」の合併以降がそのような適用をした合併の事例でございます。

2つ目の箱の「県外における合併協議の事例」というところでございますが、これらは、まだ合併をしたわけではございませんが、現在、合併協議会を設置して合併の協議を進めている事例でございます。ここにお示しをいたしましたこの3つの事例というのは、合併の枠組みというのが、中心となる市とその周辺町村との合併の事例を挙げたところでございます。私ども鹿児島地区と似通った事例というものをここに参考として挙げてみました。

この協議会の事例としましては、「鳥取東部地域」では「合併期日」を「平成16年10月1日」といたしております。また、長崎県のものを2例ご紹介しておりますが、「島原地域」では「平成16年11月1日」といたしております。また、長崎市を中心と

する「長崎地域合併協議会」では「平成17年1月4日」というふうにされているようです。

最後に、3番目の「県内における合併協議の事例」といたしまして、2例ご紹介いたしました。これらは、鹿児島県内で法定の合併協議会を設置している地区は現時点で5地区ございますが、その中で合併の目標期日を明らかにしている地区としては、この「川西薩地区法定合併協議会」と「日置合併協議会」の2地区でございます。この2地区は、いずれも目標ということで「平成16年10月」というようなことで示されております。

なお、その欄の下に注書きをいたしておりますが、「今後法定合併協議会で具体的な期日を提案予定」ということでございます。

以上、第9号議案につきましての事務局からの概略説明を終わります。

○赤崎議長 どうもご苦労さんでした。

お聞きのとおり、「合併の期日について」の説明をただいま事務局から申し上げましたが、ただいまの「合併の期日について」、何かご質問なりご意見なりございましたら、お願いをいたしたいと存じます。

なお、前回の協議会でお願いを申し上げましたが、議事録をとっております関係もございいますので、ご発言をされる方は、手を挙げていただきますとマイクを持ってまいりますので、すみませんが、お名前をおっしゃってからご発言をお願いいたしますと存じます。

○宮廻委員 合併期日、16年11月1日という目標につきましては異議ありません。

3ページのその根拠、それにつきまして、重要な点につきましてはほぼ検討された上で、そういう目標が設定されているというふうに受け止めております。

3ページのところのことにつきまして、1つは確認です。もう1つは要望をさせていただきたいと思いますが、(3)の予算の問題なんですけれども、通常、市町村の計画は、総合計画があって、そして実施計画、そして年度予算というふうな形になりますから、予算を編成するということになると、その前にまず総合計画を立てなければいけないということになりまして、ここに市町村建設計画とあるのが、次の議題になっておりますが、これが合併時の総合計画に当たるというふうにちょっと目を通したら思われますが、そういうことになると思うんですが、そうすると総合計画が決まれば、実施計画はプロジェクトの年次別の大まかな割り振りができていけばいけると思うんですけれども、予算ということになるとかなり細かいことまでいかなければいけませんので、これまで市町ごとに取り

扱いが違ふような問題について一気に同じような基準にできるかどうかというような問題があると思うんですね。そういう意味では、予算編成にかなり手間がかかるんじゃないかなというふうな気がするんですけども、その辺は十分専門委員会等で考慮されていると思いますので、時間的にはかなり差し迫っていますけれども、その辺の精力的な検討をする必要があるんじゃないかなと思います。

それから、4番目の住民サービスと電算システムの統合という問題ですけれども、やっぱり重要なことは、「住民サービスが滞りなく行えるよう」というふうに最初に書いてあるそのことだと思うんですが、同時に、こういう機会に電算システムの統合をするときに、やっぱり合併後の行政全体の合理的な処理システムというのはどうあるのかというふうなことをよく考えて、今までの各市町別に行われてきたことをそのまま乗せるというんじゃなくて、やっぱり新しい市として合理的な処理システムというものを重視して、電算システムの統合を考えてもらいたいと思います。

それから、合併したから統合システムにすぐ移れるというふうなことじゃなくて、恐らく古いシステムと新しいシステムを並行して稼働させていかなければいけない、2カ月なり3カ月なり、これがどのぐらいになるかわかりませんが、新しいシステムが安定するまで並行してやらなきゃいかんような時期が出てくるんじゃないかなと思います。その辺もよく考慮して行っていただければというふうなことですけれども、これは先の話ですけれども、要望です。

以上です。

○赤崎議長 ありがとうございます。

○成清事務局長 まず、(3)に関連をいたしまして、ただいま宮廻委員おただしのとおり、合併後の総合計画、合併後のまちづくりの規範となるものというような意味合いでは、この協議会で検討していただきます市町村建設計画、これが合併後の市のマスタープランになるものというふうに考えております。したがって、そのマスタープランに基づきまして、実施計画、それからその実施計画に基づきまして、予算というような流れになるかというふうに考えております。

それから、(4)の電算システムの関係でございますが、現在、この合併協議会の中に幹事会、そしてまた専門部会という検討組織がございますが、特に専門部会につきましては、企画部会から議会事務局部会まで12の専門部会を設けておりまして、それぞれ自分の所管するところの事務について詳細に検討していくことになっております。

その企画部会の中に電算システムを集中的に検討するセッションもございます。したがって、ただいま委員おただしのとおり、合併をした場合にやはり合理的な電算システム、こういったものを構築していく必要もあるかというふうに考えております。したがって、ただいま委員が申されましたようなことを念頭に置きながら、そのシステムの構築というものに取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○赤崎議長 少し私の方から付言をしておきますが、宮廻委員のお話にございましたように、今後のまちづくりは、この建設計画、それに基づく実施計画、それを尊重しながらやっていかなければいけないということは、もうそのとおりですが、そのままやるということではなくて、それはやはり具体的には毎年度の予算編成の中でその実施計画を取捨選択しながら、あるいはまたその後の社会経済情勢を考慮に入れながらやっていくということでございますので、そのことはひとつ、これはもう現在の1市5町においても総合計画を立て、実施計画を立てて、そして毎年度予算を編成しているわけですが、それと同じ形で進められていくものと思います。

それから、宮廻委員がおっしゃいましたように、予算は本格予算、骨格予算、暫定予算と、大きく分けると3つございますけれども、考え方としてはやはり本格予算ということになると、そういう予算を組まなければいけない。ところが、本当の意味の年間を通じた完全な本格予算が組めるかということ、それには場合によってはやっぱり時間が足りない面が出てくるだろうと。したがって、それはそのときの首長の判断でありましょうけれども、本格予算ではあるが、本格予算と骨格予算の中間的なものぐらいを組んで、そしてまた再度、年度途中の議会にそれを補足して完全な年度間予算をつくると、そういう手順なり進め方もあるかと思っております。そのことを私の方から付言をさせていただきたいと思っております。

先生、よろしいですか。

○宮廻委員 はい。

○赤崎議長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様方はいかがでしょうか。

○ふじた委員 極めて重要な合併の期日ということの提起がされましたので、このことについては持ち帰りをさせていただいて、今後、議会の中で検討させていただきたいというふうに思いますが、それに当たりまして幾つかお尋ねをしておきたいことがございますの

で、お聞かせいただきたいと思います。

そのまず第1は、期日の設定について、「期日は、平成16年11月1日を目標とする。」という、この「目標とする」ことをつけた本旨について、ぜひひとつお聞かせをいただきたいと思いますというのが1つでございます。

それから、この日に設定した理由は幾つかここで述べられておりますけれども、「留意点」という形で書いてありますが、これが理由ということで受け止めていいかどうか。いわゆる11月1日を選定した理由として、留意点が5項目挙げられているというぐあいに理解していいかどうか。それが2つ目であります。

それから3つ目に、今、宮廻委員の方からも若干出ましたけれども、予算編成もさることながら、果たしてこの事務的な流れとして間に合うのかどうかという極めて憂慮する懸念がございます。特に「資料2」でお示しをされておりますように、「資料2」の「1」で「先行事例」で示されておりますけれども、かなりの期間を要しているところが大多数を占めているということもありますし、また、実施マニュアルにおいても、2年とか2年半、あるいは3年という期間が必要だというようなことも示されております。

そうしたときに、またもう1つは、この「先行事例」の中で1市5町というこれだけの大きな合併の事例というのが「先行事例」の中にはないということも考えましたときに、実施期日に示された、先ほどの「留意点」の幾つかの項目については理解できる点もあるんですけども、実態上できるのかどうかということについての懸念があるということについてのご見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから4つ目には、市民、住民の皆さんへの、町民の皆さんへの周知の仕方、あるいは意見の聞き方の問題をどういう形でやっていくのか。前回の中で、「協議会だより」を発行してということも出ておりますけれども、果たしてこの短期間の中でこういった形でやっていくのかと。特に協議会の決定事項を周知するという取り扱いになるのか、決定をする、きょうのように提案をされた段階で住民の皆さんにお流しをして、一定の意見を聞きながらまた判断をしていくという、そういった手続になっていくのか、この点についてもご見解をお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

5つ目に、全体の流れについては、手続の概要についてはきょうお示しをいただいておりますが、先ほど申し上げました期間的に間に合うのかということも含めて考えていきますと、この中にそれぞれの、市町村建設計画にかかわるもの、あるいは協定にかかわるもの、あるいはその他重要事項としてやらなければならない、例えば議会の問題、農業委員

の問題、こういったものなどをどの時点で、こういった形で処理をしていくのかというスケジュールについても、やはりお示しをしていただく必要があるのではないか。このことについてはいつごろ出てくるのかということについて、5点目としてお聞かせいただきたい。

最後に、大変聞きにくいことでありますけれども、留意点の5点目に「首長の任期を考慮する」ということがございます。私どもは鹿児島市議会でございますので、現在の赤崎市長の任期についてはすぐ頭に浮かぶんでございますけれども、この「首長の任期」についてという考え方についての見解をお聞かせいただければありがたいというふうに思っております。

少し多くなりましたけれども、お聞かせをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○成清事務局長 6点ほどございましたが、まず1点目の、本日ご提案をいたしましたこの9号議案に「目標とする」というような表現をいたした理由ということでございますが、私どもといたしましては、これから合併協議会の中で市町村建設計画、合併協定書等の協議を行っていただきますが、これらの協議等につきましては、今のスケジュールでいきますと平成16年早々に合併協定書調印という予定をいたしておりますが、これにつきましては、私どもはおおむね達成できるというふうに考えております。

しかしながら、私どもが想定をしていないような不測の事態がその近く、あるいは協定書の調印後あたりに出てくるかもしれないというようなことも、我々事務方としては、やはりそういったものも予測しなければならぬというふうなことから、不測の事態への対応と、こういう観点から「目標とする」というような提案をさせていただいているところでございます。

2点目でございますが、11月1日としたその根拠は、3ページにお示しをしているこの5つの留意点から、11月1日というのが出てきたのかと、このようなご質問でございますが、私どもとしましては、1点から5点のこの留意点を踏まえまして提案をいたしました「16年11月1日を目標とする。」というようになったと考えております。

3点目につきましては、他の先行事例から比較をして事務的に間に合うのかと、このようなご質問でございましたが、鹿児島地区合併協議会が設立されるまでの間に、平成13年5月になりますが、これは研究会というようなものを設置いたしまして、仮に合併をするとすると、どのような課題あるいは事務事業の調整をしていく必要があるのかといった

ことにつきまして、いろいろ勉強をしてみいました。そしてまた、昨年9月になりますが、準備協議会というものが設置をされまして、合併の基本4項目ということについても確認がなされております。そういうことが、鹿児島地区におきましては、かなり準備段階が進行しているというふうに私、受け止めておりまして、そのようなことからいたしますと、今後の平成16年11月の目標というところまでには十分に達成できるというふうに考えております。

4点目は、幹事長の方からご答弁を申し上げます。

5点目の、議員さんとか農業委員会の委員さん、こういった重要事項も出てくるわけだけれども、どの時点でいつごろ議案として提案をしていくのかというご質問でございますが、これらの議案の提案時期につきましては、また、会長あるいは副会長さん、首長会等も開催をしていただきまして、その中で十分協議をしてみたいというふうに思います。したがって、現時点でいつごろ提案をするのかというお答えにつきましては、ちょっと明確なご答弁ができないことをご容赦願いたいというふうに思います。

○赤崎議長 それでは、首長の任期は幹事長も言いにくいそうでございますので、私の方から申し上げますが、その前に、今、事務局長がご答弁をしたことに少し補足をさせていただきたいと存じます。

皆様方もご存じのとおり、私どものこの合併協議会は、第1回目で「合併の方式」、あるいは「合併後の市の名称」、あるいは「合併後の市の事務所の位置」、極めて大事な、最も基本的なことを第1回の委員会でご決定をしていただけるように、今まで各首長会、あるいはまた研究会、準備会、そういうところで協議をしてみいましたので、そういう意味では、私どものところは法定合併協議会の発足が即協議の始まりではないと、その前にお互いに意見を尽くしながら協議をしてきているというその期間が相当ありますし、またそこで十分な整理ができてきているというのが、私は鹿児島地区の1市5町の合併の大きな特徴であり、またすばらしい点だというふうに自負をいたしております。

今、ふじた委員が言われました日程的な問題等につきましては、先日、首長会を開きまして、各町長さん方のご意見も聞いて、先ほど話の出ました電算の調整とかいろんな問題をつぶさに1市5町の首長で協議をして、各首長ともそれで十分いけるという確認をいただいて、きょうのご提案になっております。

首長の任期ということでございますが、実は私の5期目の任期が16年12月22日でございます。したがって、新しい選挙による市長の任期は16年12月23日から始まる

ということでございます。

そこで、もし鹿児島市長選挙があった後に合併をすれば、5町の皆さん、住民の皆さんは、おおよそ4年間、1期分、自分たちの全く選ばない市長のもとでの市政を享受していただかなければならないということになります。できるものならば、新しい市ができる。その新しい市の首長は、鹿児島市だけでなく1市5町の住民の皆さんに選んでいただく方が、私は、より民主的であり、そしてまた当然のことではなからうかと、そういうことを考えます。

そして、先ほどふじた委員が言われました、事務処理の日程と任期に対する選挙の期日、この2つの方法から考えて11月が最も適当だと。11月1日であれば、事務の処理も支障なくやっていける。先ほど事務局長が申し上げましたように、予測しないものが出てきたら、またその時点でお互いにやりませけれども、今、我々が予測し得るものを考慮しながら事務を進めても、11月1日には支障なく進めることができる。そしてまた、11月1日の新市の発足であれば、新しい鹿児島市長を選ぶ選挙にも支障はない。選挙人名簿とかあるいは選挙の準備事務とか、あるいはまた今までやったことのない1市5町で1つの選挙をやるわけでございますので、新しい選挙になりますけれども、そういうことも含めて、支障なく新市のすべての住民の皆さんによって新しい市長を選ぶことができると、11月1日の中における首長の任期ということは、実はそういうことも1つの要素として考慮をいたしたところでございます。

以上、私の方から申し上げておきたいと思えます。

○川原幹事長 先ほどふじた委員からありました4点目の住民への周知関係につきまして、私は幹事長というよりも鹿児島市の企画部長という立場でご発言させていただきたいんですけれども、住民への周知方法は、ふじた委員もお尋ねのように、協議会としては「合併協議会だより」等でお知らせをしたり、ホームページでお知らせしております。それから1市5町におきましても、それぞれ住民の皆様方には、それぞれの立場で今まで準備段階から広報・周知をいたしておりますし、私ども鹿児島市といたしましても、広報紙等で特集号を組んだり、一方ではホームページで知らせたりしておりますし、節目節目では住民の方々への説明会、各種団体への説明会、その中でのご意見を聞きながら進めてまいりたいと思っておりますので、また各1市5町それぞれのお立場でいろいろ広報・啓発をしていただいで、住民の皆様方のご理解をいただく場をつくってまいりたいと、そのように考えておりますので、どうかよろしく願いたいと思えます。

以上でございます。

○赤崎議長 ふじた委員、よろしいですか。

○ふじた委員 はい。

○赤崎議長 ほかの委員の皆様方、何かございませんでしょうか。

「16年11月1日を目標とする。」と。したがって、どこか途中で確定をし得る期日が来たら、そこで「11月1日とする」という、そういう確定の方針を出していかなければならないだろうと思いますが、現在においては、「目標とする」ということで進めたらいかがでしょうかということでございます。

これは、先ほど申し上げたようにここで決めるんじゃないくて、持ち帰ってまたご吟味をいただきますが、ご質問・ご意見がございましたらひとつお出しいただきたい。特にまた、持ち帰って吟味・検討していただくためのご質問等があったら、ここでぜひひとつおただしをいただいて、今後の参考にしていただけたらと思いますが。

○森山委員 1点だけちょっと事務局の考え方を含めて、持ち帰るに当たって考え方を聞いておきたいんですが、先ほど期日についての目標の観点については理解をいたしました。

そこで、3ページと4ページの「参考」と「資料」を見たときに、留意点が5項目あるわけですが、資料の中にもそうなんですが、マニュアル図や国の指導等を見ますと、やはり住民の意向という、住民がどうこの合併の協議に参加していくのか、意向をどうとらえるのかというのが非常にポイントになるということが、今回の合併ではうたわれているわけですが、期日を設定するに当たって、今、私が言いましたような「住民の意向」という文言が1つもないわけですが、それは留意点に触れられなかったのはどういう理由なのか。検討はされたと思うんですが、検討をされて記載がないのはどういう意味なのか。その点の主役の「住民の意向」についてのスケジュールとの関係でちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

以上です。

○成清事務局長 本日提案をいたしました9号議案というのは、「合併の期日」ということでご提案を申し上げたわけですが、当然、合併そのものについて住民の皆さんのコンセンサスを形成していくということは大変重要なことでございます。したがって、これにつきましては、合併協議会、そしてまたそれぞれの1市5町というような立場で住民の皆さんの考え方、ご意見、こういったものは十分聞いてまいらなければならないというふうに考えております。

したがいまして、質問の核心でございます、この留意点の中にそれを触れなかった理由はどうかということにつきましては、これはあくまで期日をご提案する留意点ということで検討いたしましたので、この中にはそのことについては触れなかったところでございます。繰り返しになりますが、住民のコンセンサスということにつきましては、合併そのものについてどうかということを経済の皆さんには十分聞いてまいりますので、それはこの中ではなくて、別なところでまたそういう対応をしていくということでご理解を願いたいと思います。

○赤崎議長 よろしいですか。

○森山委員 はい。

○赤崎議長 ほかの委員の皆さん、特にご質問ございませんか。よろしゅうございますか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、いろいろご意見をいただきましたし、また、ご要望等もいただきましたが、第9号議案の合併の期日については、大変重要な案件でございますので、次の協議会までに各委員それぞれお持ち帰りをいただいて、各委員それぞれ検討・吟味をしていただくということで、本日のところをご決定をいただきたいと思います。そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、ご異議ございませんので、そのように取り扱うことといたします。

第10号議案 市町村建設計画の原案策定方針について

○赤崎議長 次は、第10号議案「市町村建設計画の原案策定方針について」を議題といたします。

この第10号議案の建設計画の原案策定方針につきましては、まず最初に、事務局の方から議案の内容についての説明を申し上げ、これに引き続いて、お手元にお配りをしてございます附属資料の「1市5町のすがた」という資料があると思いますが、それに基づきまして、協議会の幹事でありまして各市町の企画担当の課長の方から、およそ5分程度ずつ説明をすることにいたしますので、ひとつお聞き取りをお願い申し上げたいと存じます。

それではまず、事務局の方からの説明を願います。

○成清事務局長 それでは、資料の6ページをお願いいたします。

「第10号議案 市町村建設計画の原案策定方針について

鹿児島地区合併協議会規約第3条第2号に規定する市町村建設計画の原案策定方針を次のとおり定めることについて、協議を求める。

市町村建設計画の原案策定方針は、別紙のとおりとする。」でございます。

7ページ、8ページをお開きをお願いいたします。

「市町村建設計画原案策定方針」でございますが、まず、市町村建設計画は、先ほどもちょっと宮廻委員の方からございましたが、合併後の鹿児島市の将来のビジョンを示すものでございまして、いわば新しい鹿児島市のマスタープランとなるものでございます。提案をいたしております原案策定方針は、これから策定してまいります計画の基本的な考え方などにつきまして、一定の方針として定めようとするものでございます。

この方針案は、7ページの「1 計画策定の趣旨」から、8ページ「5 方針の施行日」までの5項目でございますが、まず1番目の「計画策定の趣旨」におきましては、「1市5町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の発展を図る具体的なまちづくりの方向を示すもの」といたしております。

なお、5町の総合振興計画を継承し、鹿児島市の第四次総合計画を踏まえることといたしております。

続きまして、2番目の「計画策定の指針」でございますが、(1)では、計画に盛り込む事業の選定基準について触れております。

(2)では、将来においても健全財政を堅持する観点での堅実な財政計画に基づく計画にすることということを言っております。

(3)では、ハード整備だけでなく、ソフト事業にも配慮するというようなことに触れております。

(4)では、公共施設等の統合整備は、住民生活に急激な変化を及ぼさないように十分配慮し、地域性や地域バランス、更には財政事情を考慮して実施をするということを述べております。

(5)では、計画推進の目的について述べております。

続きまして、「3 計画内容」でございますが、(1)では、計画の対象地域を1市5町の全地域といたしております。

(2)では、計画の構成を、次の8ページになりますが、まちづくり計画と、同じく「4」の財政計画を中心として構成をするというふうにいたしております。

さらに、(3)の計画期間は、「合併施行の日からおおむね10か年」といたしております。

(4)では、1市5町の総合計画及び総合振興計画との整合を図ることを規定をいたしております。

右側の8ページ、「(5) まちづくり計画」でございますが、これは2つございまして、「対象事業の範囲」といたしましては、対象事業は、合併後のまちづくりの基本となるもので、県の事業を含むというふうにいたしております。

それから、「対象事業の選定基準等」として、(ア)では、総合計画又は総合振興計画に盛り込まれている事業、事業効果が高い事業ということを言っております。

(イ)では、合併効果が発揮される新たな視点に立ったまちづくりに寄与する事業であること。

(ウ)では、第四次鹿児島広域市町村圏計画に位置付けられた事業であること。

(エ)では、県の総合計画との整合が図られる事業であること。

(オ)では、公共施設等の整備につきましては、既存施設の有効活用に配慮すること、そしてまた、新設の場合は複合的な施設として整備することを基本とするというようなことに触れております。

(カ)では、合併特例債の活用につきましては、将来の健全財政に配慮することなどを規定をいたしております。

それから、「4 財政計画」でございますが、まちづくり計画を推進するために財源の見通しと年次別の配分を明らかにすること。

そしてまた、(2)では、合併による歳出削減効果や国・県による財政支援、行政サービスを一元化することによる歳出など、あらゆる歳入・歳出を検討して策定をし、まちづくり計画の実効性を検証するというようなことを挙げております。

最後は、「方針の施行日」でございます。

以上、簡単でございますが、第10号議案の概略説明を終わります。

○赤崎議長 それでは、ただいまの事務局の説明に対するご質問・ご意見等は、これに引き続く1市5町の説明が終わった後、一括してお願いをしたいと思います。

それでは、別冊の「1市5町のすがた」という附属資料に基づきまして、鹿児島市の方から順次説明を申し上げます。

それではまず、鹿児島市。

○鹿児島市企画調整課長（成清課長） 附属資料の1ページをお開きいただきたいと思
います。

まず、1ページ目、左側でございますが、「鹿児島地区合併協議会1市5町の現況図」
というところでございます。

この図の右下に凡例を挙げておりますが、ブルーとオレンジの矢印がございます。

まず、ブルーの方は、通勤率でございますが、この通勤率というのは、各町の全就業者
のうち鹿児島市への通勤者の割合、そしてまた同じく通学率につきましては、各町の15
歳以上の就学者のうち鹿児島市への通学者の割合を示したものでございます。

まず、北の方から、吉田町におきましては、通勤率が44.0%、通学率が49.8%
となっております。

右回りといいましょうか、桜島町につきましては、通勤率が30.3%、通学率が
72.0%となっております。

南の方にまいります、喜入町は、通勤率が32.1%、通学率が58.7%となっ
ております。

鹿児島市から見て西側になりますが、松元町からは通勤率が45.8%、通学率が
52.7%でございます。

北にまいります、郡山町は、通勤率が35.7%、通学率が52.9%といった状況
でございます。

2ページをごらんいただきたいと思ます。

第1回の協議会の中で大西委員からもご質問等ございましたが、「1市5町の主なデー
タ」ということで、面積、12年国調の人口、同じく世帯数、そして議員数、これは条例
定数の数を挙げております。

全体の合計数をそれぞれ申し上げますと、面積が546.80平方キロメートル、人口
が60万1,693人、世帯数が24万6,955世帯、議員数が134人でございます。

次のページをお願いいたします。

3ページ、4ページでございますが、鹿児島市の概況等についてピックアップした形で
申し上げます。

まず、「概要」でございますが、鹿児島市は、明治22年4月に市制を施行いたして
おりますが、現在では人口55万人を擁する県都として、そしてまた、南九州の中核都市と
して、政治・経済・社会・文化等高次な都市機能が集積した都市として、現在でも発展を

続けております。

都市像を「人とまち 個性が輝く 元気都市・かごしま」と定めまして、市民一人ひとりが生き生きと輝き、人・もの・情報の多彩な交流でにぎわう元気な都市を築くという方向性を出しております。

続きまして、「位置及び地勢」でございますが、先ほどの1ページの「現況図」でもお示しをいたしましたが、この鹿児島地区合併協議会の5町とすべて接しているということでございます。

続きまして、「特徴」でございますが、ここもピックアップして申し上げますと、の1つ目でございますが、日本の南の結節点として物流をはじめ、ビジネスや魅力ある観光の拠点として、その価値を一層高めていくことが期待をされております。

そしてまた、完成間近な新幹線でございますが、平成16年春の九州新幹線鹿児島ルートの開通をはじめ、高速道路網の整備など交通の要衝としての機能の高まりに伴う広域的な交流・連携の拡がり期待できるというふうに考えております。

「主なプロジェクト」でございますが、まず、今、申し上げました新幹線の開通に伴います「西鹿児島駅東西駅前広場の整備」を現在進めているところでございます。

2つほど飛びまして「都市拠点総合整備事業」、これは鹿児島駅周辺につきましても再開発を行っていくという計画でございます。

また一方、谷山駅周辺地区につきましても、リニューアル整備事業を進めてまいる計画でございます。

最後に、やはり昨今のIT技術を活用いたしまして、「電子市役所の構築」を進めてまいりたいという計画を持っております。

右側の方の「データ」でございますが、まず、面積につきましては、現在289.79平方キロメートルでございます。

人口でございますが、12年国調結果で55万2,098人でございます。

次の年齢別割合は、パーセントだけ申し上げますと、いわゆる年少人口につきましては15.6%、生産年齢人口が68.3%、高齢人口につきましては16%といった状況でございます。

続きまして、人口の増減数でございますが、平成13年だけを申し上げますと、人口動態、自然増・社会増ひっくるめまして821人の増加というところでございます。

また、次の就業者数につきましては25万5,539人で、この割合は、第3次産業が

80.1%という、いわゆる3次産業に特化した都市であるということが顕著でございます。

続きまして、普通会計につきましては、13年度決算で申し上げますと、歳出決算額で1,823億1,624万8千円という状況でございます。

以上、甚だ簡単でございますが、鹿児島市の概況についての説明を終わります。

○赤崎議長 どうもご苦労さん。

それでは、次、吉田町をお願いします。

○吉田町企画課長（田地行課長） 吉田町の紹介をさせていただきます。

資料の5ページをお開きください。

まず、町の「概要」でございますが、吉田町は、周りを山々に囲まれ、溪流や緑豊かな自然環境に恵まれた田園の町でございます。

町の南北、つまり鹿児島市側と始良町側に当たりますが、両端に高速道路のインターチェンジがあり、鹿児島市役所や鹿児島空港まで車で約30分程度という交通アクセスの利便性などから、企業の進出も多く、また、鹿児島市のベッドタウンとして人口も増加しておりまして、平成12年の国勢調査でも増加率5%と県内で上位を占めております。

また、総合教育センター、自治研修センター、青少年研修センターなどの県立の教育・研修機関があることや、また本町は昔から特に教育に力を入れておりまして、そのようなことから「教育の町」とも呼ばれております。そして、こういう施設に多くの研修生が毎年来町され、研修を受けておられます。

まちづくりの基本理念を「心豊かで 活力にみちた やすらぎのあるまち」と位置付けをしまして、町民が豊かな自然環境のもとで、ぬくもりを実感できる魅力あるまちづくりを進めております。

「位置及び地勢」でございますが、吉田町は、薩摩半島と大隅半島のほぼ真ん中に位置をしておりまして、鹿児島郡に属しております。南側を鹿児島市と隣接した長方形をなした面積54.79平方キロメートルの町でございます。

町内には、赤崩などの高峰を源としまして、思川・本名川・稻荷川の溪流があり、平坦地が27%、山及び傾斜地73%と、非常に地形的に制約を受けておりますが、始良町側が水田地帯、鹿児島市側が畑地帯となっておりまして、各種農産物の生産は良好でございます。

次に、本町の「特徴」でございますが、まず1点目としまして、高速道路インターチェ

ンジ等交通アクセスの利便性から、最近、企業進出についての問い合わせ等も多くございまして、特に物流センター等の企業進出が増加しております。

また、町内には現在5つの温泉がありまして、泉質も非常によく、評判もよく、また2つのゴルフ場もございまして、多くの利用客でにぎわっております。

3点目としまして、町の真ん中に総合運動公園があり、野球場・ソフトボール場・テニスコートなどのほか、文化体育センターが設置されておりまして、駐車場も十分広いというようなことから、町内外の多くの方に利用していただいております。

4点目としまして、都市近郊農業としまして施設型の集約的農業が盛んであり、県内でも有数の軟弱野菜の産地となっております。また、品質のよいレイシ、ニガウリでございしますが、これは首都圏でも好評を博しております。

「主なプロジェクト」でございしますが、本町では現在、平成15年度からを計画期間としまして第四次総合振興計画を策定中でございます。先ほども申し上げましたとおり、「心豊かで 活力にみちた やすらぎのあるまち」を創造するために、社会資本の整備、福祉の充実、教育・文化の振興を重点課題として取り組むことといたしております。

その中に盛り込むべき主な計画としまして、ここに掲げております公共下水道事業、公営住宅整備事業、公園整備事業、町立保育所統合新設、吉田小学校建設などを計画することにいたしております。

それと、4ページの「主要指標」でございしますが、先ほど申しましたとおり、町の面積は54.79平方キロメートルでございします。平成12年度の国勢調査人口が1万1,736人。人口増減数は、平成13年度で37人の増となっております。

あとの指標等については、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

以上で、吉田町の紹介を終わらせていただきます。

○赤崎議長 どうもご苦労さまでした。

それでは、引き続いて、桜島町お願いします。

○桜島町企画調整課長（遠藤課長） 桜島町でございます。町の「概要」につきまして簡単に申し上げたいと思っておりますが、お手元の統一の資料につきましては、ごらんをいただきながらお聞きをいただきたいと思っております。

本町につきましては、大方の皆さんもご存じかと思っておりますけれども、町全体が霧島屋久国立公園に指定をされております。世界的にも知られる活火山を抱えまして、噴火の歴史と歩んで、世帯数約2,000世帯、人口5,000人足らずの町ではございますけれど

も、農業と水産業、そして観光の町でございます。

錦江湾にそびえ立つ桜島の雄姿というものは、まさに鹿児島県のシンボルとして、そのロケーションといい、観光客に、あるいはまた鹿児島の人々の心に通じるふるさととも言えるのではないかと考えております。

基幹産業であります農業面におきましては、長年、過去の打ち続く噴火降灰、そういった災害を乗り越えまして、降灰災害を克服するという克服農業として防災営農対策事業を積極的に進めながら、特産の桜島小みかん、あるいは桜島大根をはじめとし、ピワ、軟弱野菜、こういった都市近郊型農業の振興を図っているところでございます。

また、水産業におきましては、カンパチやブリ等の錦江湾での育てる漁業振興を図っているところでございます。

一般会計43億円、交通事業会計42億円、その他自動車運送事業など12の特別会計を合わせまして110億円ベースの予算規模の中ではございますけれども、「世界の桜島、元気のでるまちづくり」を基本理念といたしまして、住民福祉を中心とした各分野でのまちづくりを進めながら、魅力ある観光地づくりを進めているところでございます。

また、近年、年々進む過疎化脱却を目指しながら、定住人口促進の各種プロジェクト事業を進める一方で、集合施設として、現在整備をしておりますスポーツレクリエーション施設の中で大小のスポーツイベントを展開する一方、国民宿舎レインボー桜島を核とし、マグマ温泉あるいはウォーターフロントなどの整備事業によって、各種の観光施設を生かしながら観光イベントの展開など、交流人口の拡大と体験型観光の充実を図っているところでございます。

本町には、交通事業として町営バスと桜島フェリーを運営しておりますが、本町と鹿児島市の約3.8キロを結びます桜島フェリーは、来年で創業開始70周年の歴史を刻みます。かつては「陸の孤島」と言われた時代もありましたけれども、昭和59年の4月に24時間運航を開始し、今では1日176便の体制で、町民の通学あるいは通勤はもとより、文化・暮らしを運び、そして薩摩・大隅半島を結ぶ大動脈として公共交通機関としての使命も果たしているところでございます。

また、この桜島フェリーは、各種のイベント船としても大変利用されておまして、夏の納涼観光船は鹿児島県の観光にも一役買っているところでございますけれども、またさらに新しい船がお目見えいたしました。今月18日に就航いたします第18桜島丸「プリンセスマリオン」は、エレベーターなど完全バリアフリー化を備えた新しい船で、今後のイベント船な

ど、さらにその機能に期待をいたしているところでございます。

最後に、ことし本町は町制施行30周年を迎えますけれども、他町では経験のできない噴火の歴史と先人たちの苦労を確かな教訓として、活火山と常に共生するまちづくりを目指しているところでございます。

あと「データ」、あるいは「主なプロジェクト」等につきましては資料の方をごらんいただきたいと思います。

以上です。

○赤崎議長 どうもありがとうございました。

それでは、次に喜入町、説明を願います。

○喜入町企画課長（竹下課長） 9ページ、10ページを読みながら説明させていただきます。

「概要」としまして、喜入町は、桜島の降灰も少なく、年間を通じて温暖な気候を持つ恵まれた条件を備えております。

また、鹿児島湾では、数少ない生見海水浴場を含む南北に長い海岸線を有し、この海岸線には、世界最大の貯油能力を持つ石油基地が設置されまして、町のシンボリック的存在となっております。

さらには、これまで大規模な宅地開発が行われてきておらず、適度に農地が保全され、農村、田園としての雰囲気も残しております。

鹿児島市へは、通勤、通学、通院、買い物等、生活関連すべての面で依存している一方、都市近郊型農業・環境保全型農業の確立にも努めているところでございます。

本町のまちづくりは、新しい住民が次々に増えていくような仕掛け、つまり交流人口を増やすようなまちづくり、“ホットな人・海・山 ほっと新呼吸のまち”をスローガンとして進めております。

合併においては、市の中心部より遠い位置にありますけれども、連絡道であります国道226号の整備や海岸線を生かしたまちづくりなど本町の特性に合った推進を図ることにより、市民一人ひとりが生き生きと輝き、人・もの・情報の多彩な交流でにぎわう、元気な都市づくりの一翼を担うことが期待されます。

「位置及び地勢」でございますが、ご案内のとおり、本町は、揖宿郡に位置しておりますが、県都鹿児島市の南に位置し、錦江湾沿いに南北16キロメートル、東西6.2キロメートルと細長い地形をなしています。また、長い海岸線は沖合1.5キロメートルまで

遠浅となっております。

総面積としましては、61.23平方キロメートルの約80%を高地の山林が占めまして、さらに火山特有のシラス土壌となっております。

知覧、穎娃町と接する西の山々は分水嶺になっており、そこを源とする10余りの河川は、鹿児島湾に注ぎ、流域には集落と水田が広がっております。

続いて「特徴」でございますが、温泉保養館と室内温水プールなどを中心としたマリニピア喜入は、県内第1号の「道の駅」として親しまれ、常時、町内外の幅広い年代の利用客が訪れ、にぎわいを醸し出しております。

次に、生見海水浴場は、薩摩半島で唯一キャンプのできる海水浴場で、7月の海開きから多くの利用客でにぎわいます。

次に、広大な森の自然に囲まれた「喜入の森」は、バンガローやテントサイト、遊具施設、レストラン等を有し、キャンプや研修に適した施設でございます。

次に、環境共生住宅の整備や定住促進のためのミニ宅地分譲事業に取り組んで、町外からの転入者や若者の定住のための環境づくりを推進しております。

次に、「主なプロジェクト」でございますが、1番目に、国の事業でございますけれども、国道226号の整備の4車線化、これは官民挙げて陳情等を繰り返しているところでございます。

次に、喜入新港や生見海水浴場の整備としまして、海岸線の整備ということも大きく取り上げております。

都市近郊型農業、環境保全型農業の促進を実施いたしております。

それから、今後予定されているものとして、地域福祉センターの整備、15年度から実施を計画しております中学校の屋内運動場及びプール等の改築整備、今後予定しているものとして、図書館を中心とする複合型文化施設等の整備でございます。

「データ」等につきましては後でお目通しをいただきたいと思っております。

以上でございます。

○赤崎議長 どうもご苦労さまでした。

それでは、次に、松元町お願いいたします。

○松元町企画振興課長（吉村課長） それでは、松元町の「概要」等について説明をいたします。

資料の11ページをあけていただきたいと思っております。

本町は、農業、特にお茶の産地として栄えてきた町であります。昭和50年代後半から鹿児島市の隣接町として宅地化が進み、平成12年の国勢調査による人口増加率は、対前回比9.3%の増で、県内第1位となっております。

このようなことから、都市地域と農村地域、森林地域の3つの地域を持つ町であります。以下、お目通しいただきたいと思います。

続きまして、「位置及び地勢」でございます。

本町は、薩摩半島の中部に位置し、東は鹿児島市、南は吹上町及び日吉町、西北は伊集院町に接していて、総面積51.05平方キロメートルであります。

地勢等についてはお目通しいただきますが、そのほか特徴的な地勢といたしましては、始良カルデラの外縁部に位置し、分水嶺となっております。本町の水系は、本町西側地区は永田川や新川を通して錦江湾へ、また、東側地区は、伊集院町の神之川を通して東シナ海へ流れております。このような特徴があります。

次に、「特徴」でございます。

松元インターチェンジから鹿児島市まで約5キロメートルでございます。わずか5分で結ぶ南九州西回り自動車道をはじめ、これにアクセスします県道小山田谷山線などの道路の整備が進められています。

2点目でございます。JR九州鹿児島本線の上伊集院駅と薩摩松元駅の2つの駅があり、西鹿児島駅からの所要時間は8分と12分、ちなみに料金は220円と270円でございます。そういうことから鹿児島市に非常に近い町であります。

3点目でございます。町の「概要」でも申し上げましたが、本町は、歴史ある茶の産地で、栽培面積321ヘクタール、県下第5位であります。昔ながらの手もみ茶ができる町として県内外に知られています。平野岡健康づくり公園内にあります体験学習の館「茶山房」では、毎年ゴールデンウィークに茶の手もみ教室が開催されております。

4点目でございます。本町唯一の総合運動公園の平野岡健康づくり公園は、体育館と温泉が併設された全国でも珍しい施設であります。各種スポーツレクリエーションの施設があり、また、「卓球の町」としてまちおこしに取り組んでおります。年間30回を超える卓球大会が開催されておりました、春には公園内の約1,000本の桜が開花し、桜の見物が楽しめます。年間約23万人以上の町内外の利用者でにぎわっております。さらに、平成15年度末には室内多目的グラウンドも完成予定でございます。

次に、「主なプロジェクト」について紹介をさせていただきます。

本町は、平成12年度から町の第四次総合振興計画をスタートいたしました。これに基づく大きく5つのプロジェクトについて紹介をさせていただきます。

1点目でございます。生涯学習社会を見据えて、社会体育や社会教育関係の諸施策に取り組んでいます。社会体育施設は、先に申し上げました平野岡健康づくり公園を核として整備・拡充に取り組んでおります。社会教育施設では、町民要望の特に強い歴史資料館や図書館等の生涯学習施設整備事業に取り組むことにいたしております。

2点目でございます。宅地化が進んでいる本町の現状では、法的な規制誘導に基づく適切な土地利用の施策が必要であり、都市計画用途地域の拡充と道路公園市街地整備などの都市計画事業を今後どのような方法で具体化するか課題であります。

3点目でございます。上伊集院駅裏地区に開発中の県の住宅供給公社が事業主体の松元ニュータウンは、計画面積約40ヘクタール、計画戸数700戸、計画人口2,400人で、平成16年度分譲を予定して計画が進められております。これに起因する公共施設等の整備を行っています。

4点目でございます。農村地域の住環境整備を目的に農村総合整備事業を実施中であります。

5点目でございます。平成13年に送水された県営の農業ダム「松元ダム」の水を利用した水利用型農業の推進に取り組んでおります。

12ページの「データで見る松元町」で主な項目だけ説明をさせていただきますが、ちょうど中ほどでございます。年齢別人口でございます。65歳以上の人口率では、国分市、鹿児島市に次いで第3位の低い率となっており、若者の多い町であります。

それと人口の増減率でございます。中ほどでございます。昭和50年の7,211人をボトムに年々増加しておりまして、本年の2月1日のこれは住基の人口でございますが、1万2,617人となっております。今後まだ人口増が図られるものと考えております。

以上でございます。

○赤崎議長 どうもありがとうございました。

それでは、最後になりましたが、郡山町お願いをいたします。

○郡山町企画振興課長（加世田課長） それでは、最後に郡山町を紹介いたします。

郡山町は、昭和31年9月に町制が施行された、自然や文化に恵まれた町であります。

鹿児島市を流れる甲突川の上流に位置しており、源に甲突池があり、水と緑を大切に、人がうるおいやすらぎを感じるまちを目指しております。

「データで見る郡山」、14ページであります。面積は57平方キロメートル、約半分が山林で、人口は約8,300人、ここ数年人口は微増しております。高齢化率は25%と少し高くなってきております。

「特徴」は、資料13ページにありますように、運動公園と温泉施設「スパランドらら（裸・楽・良）」が一体的に整備されており、温泉、カルチャー教室、テニス、サッカーなど年間約25万人が訪れ、高齢者から子どもまで幅広く親しまれているところであります。

「花尾神社」は、平成14年、県の文化財の指定を受けており、約800年の歴史を持ち、島津家とゆかりのある神社であります。安産の神様として知られ、多くの人を訪れておりますが、御利益の方もあるということで聞いております。

特産品は、レイシ、早堀タケノコ、郡山牛、ヒョウタンなどがあります。

「プロジェクト」は、現在6つを掲げて進めておりますが、自然や施設を生かし、健康づくりの拠点として、さらに交流やふれあいを進めていきたいと考えております。今後、すべてのプロジェクトがつながるような事業が展開できると考えております。

夏にはホテルや数多くのトンボ、カブトムシが飛び交い、棚田や田園が広がるすばらしい町です。ぜひ一度訪れていただければと思います。

以上で、郡山町の紹介を終わります。

○赤崎議長 どうもありがとうございました。

お聞きのとおり、事務局からの「市町村建設計画の原案策定方針について」と、合併を進めていく1市5町のそれぞれの町のすばらしいすがた、あるいはまた特徴、今後のプロジェクト等についての説明をしていただきまして、それぞれのご理解を深めていただいたと思っておりますが、このことについて何かご質問なり、ご意見等がありましたらお願いをしたいと思います。

○宮廻委員 7ページのところの計画策定の指針等いろいろありますが、全体として見て、私は経営学ですので、この合併の問題を企業の問題に引き直して考えてみますと、企業については、「M&A」というのが合併・買収の手法としてあるんですが、そうしたものを、そうした合併のメリットとして「シナジー効果」とこう言われるわけですね。シナジー効果というのは何かというと、1+1が2以上の結果を生むようなそうした合併とか買収ということなんですけれども、やっぱり今回もそうしたシナジー効果があらわれるような合併を目指していくことが大事じゃないかなというふうに思います。

じゃ、どうすればいいのかということなんですけれども、これは企業の場合には、経常利益3,000万円の企業と5,000万円の企業が合併して1億円になったというふうな形で数量的に把握できますが、行政の場合にはなかなかそうはいきませんので、1つ重要なことは、合併にかかわる住民等もそうなんでしょうけれども、特にリーダーシップを持ってされる行政の方々等が、そうしたシナジー効果があらわれるような合併をしようという意識がまず大事じゃないかなと思いますね。

それから具体的な問題としては、ただいまいろいろ各市町の現状等の説明をお伺いしましたけれども、非常に特徴のある地域があるわけですね。だから、これまで「地域の特性に応じた機能分担を図って地域振興を」というふうなことが言われましたけれども、なかなか行政の枠組みが違っていると、機能分担といってもなかなかうまく進まない面があったわけですが、今度はそうした行政の枠組みが大きくなるということになれば、そうした機能分担というものをやっぱりしやすくなるんじゃないかということをおもいます。

だから、そうした機能分担を図って、これは「計画策定の指針」の(4)あたりに「地域性や地域バランス」ということがありますが、もう少し機能分担みたいなものをはっきり出した方がいいんじゃないかなというのが私の考えです。それと、そうした機能分担によってまた交流というものも新しい鹿児島市内の中で生まれてくるわけですから、そうしたことをやっぱりもう少し前面に出したらどうか。

それと、やっぱりシナジー効果があらわれるような計画の目標の段階では、経営戦略の点では「ストレッチ戦略」とこう言われますが、ストレッチというのは伸ばすということですが、やっぱり目標は背伸びしないと届かないようなちょっと高いところに設定すると。背伸びしてもどうしても届かないというのは、ちょっとやっぱり目標としては意味がなくなりますが、背伸びしないと届かない、背伸びすれば届くような、そうした目標を何か設定していくことが重要じゃないかなと思います。

鹿児島市は第3次産業なんかに非常に特化していて、これはやっぱり鹿児島県の中で県都としてあるからいけるわけですが、やっぱり地域として自律性ということをお考えた場合には、やっぱり産業構造というのはある程度バランスがとれていた方がいいんじゃないかなというふうに思います。

というのは、経済というのは変動しますから、変動の中でやっぱりある安定を得るためには保険を掛けなければいけないわけですが、その保険はリスク分散ということですから、だからこういうことからすると、鹿児島市そのものもやっぱりこの合併を機会に産業構造

の、やっぱり第3次産業が突出しているというのはどうにもならないんですけども、ある程度1次、2次の補強というふうなことができるんじゃないかなということですから、その辺も留意して新しい総合計画というのは産業構造のバランスを図っていくような、そういう方向性みたいなものもやっぱり必要じゃないかなと思いますね。

それから、最後にちょっとこれは細かいことですが、「2 計画策定の指針」の(3)に「ハード面の整備に止まることなく、ソフト面にも」とこうありますが、会長さんもよくご存じだと思んですけども、最近、国あたりも、これまでは補助事業なんかも公共事業に重点が置かれていたようですが、ソフト面の支援もというふうな形で、この前、国土交通省のある特別地域整備局ですか、そこでも何か法改正をすとかしたとかいう形で、ソフト面の補助ができるようにというふうなことで、こういう流れにありますけど、ハード面とソフト面というのを切り離して考えるんじゃなくて、ハード面とソフト面の総合的・一体的な整備といいましょうか、今までのハードをやっぱり生かすようにソフト的な事業を追加していくとかいうふうなことも、新しくハードをとということだけじゃなくて、これは非常に難しい状況になっていますので、今までのストックを生かして、ソフト的なものを十分生かして活用していくという視点も必要じゃないかなと思います。

以上、お答えいただかなくても結構ですので。私の希望です。

○赤崎議長 ありがとうございます。

事務局、今、宮廻委員の方からご指摘をいただいたことで、これはこれからの建設計画を具体的に策定をしていく上での留意事項というのが主でしたけれども、この原案策定方針の上に今のご意見をあらわしていくというようなことは、何かありますか。

○成清事務局長 宮廻委員の方から、5点ほど大変貴重なご意見をいただきました。

これにつきまして、現段階で原案策定方針の中にどうするというのは、ちょっと私、申し上げられないところですが、大変貴重な意見でございますので、承らせていただきまして、検討させていただきたいと思います。

○赤崎議長 今、おっしゃった最後のところは、「公共施設等の整備については、既存施設の有効活用に配慮するとともに」ということで、これからやっぱり21世紀は、おっしゃったように今あるものを、ストックをどう活用していくかということが極めて大事なことです。この1市5町でもやっぱりそういうことをしていきたいということは、事務局としても考えているということをごにあらわしてございます。

大変貴重なご意見をありがとうございました。

そのほかの委員の皆様方、何かご質問等、あるいはご意見等は。

○ふじた委員 3点簡単にお尋ねをします。

まず、本日出されました「市町村建設計画原案策定方針」とこうなっておりますが、策定方針というものをつくるということにはなっているんですが、この原案という考え方については、例えばこの中では、まちづくり計画と財政計画という形で大ぐくりで出しておりますけれども、実際上は、例えば合併市町村の建設の基本方針だとか、新しい合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項だとか、公共的施設の統合整備だとか、財政計画だとかいうぐあいに細かく分かれていくというふうに思っているんですけれども、それはそういう形で認識をしていいのか。

さらに、そのことについては、この協議会の中にはどういった形で提案をされていくのか。まとめて一括してどんと出すのか、例えば基本方針が出て、次の段階で例えば施設の関係が出るとそういった形になるのか、そこをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、それにかかわるスケジュールについては、最終的にはどこを目標とし、その作業はどのくらいかかるのかということ。

大きな2つ目としまして、1市5町の既存事業の中で1,403項目をこれから合併協定項目として協議をしていかなければならないというぐあいに、私どもは私どもの議会を通じて聞いているんですけれども、このことについては、この建設計画の中ではどういった取り扱いになっていくのか。そして、後段に出ております新たな事業の考え方については、これはどうなっていくのか。

最後に、期間について、5年、10年あるいは15年、いろいろな考え方があるわけですが、10年とした考え方の基本的な見解をお聞かせいただきたいと思えます。

以上3点でございます。

○成清事務局長 1点目につきましては、ただいま委員が申されたとおりでございます。

2点目につきましては、これは原案の策定方針というような名称にいたしておりますが、今後のスケジュールとあわせて申し上げますと、まず、この策定方針をご決定いただきましたならば、その方針に基づきまして素案というものを今後つくってまいりたいというふうに考えております。

おおむね6カ月間ぐらいでこの素案というものをつくってまいりたい。そしてその素案

をそれぞれ1市5町、住民の皆さん方に説明をしまいで、意見を聞いてまいりたいというふうに思っております。

住民の皆さん方のご意見を反映をした形で、今度その素案を原案の形に取りまとめをしていきたいというふうに考えております。

その原案の取りまとめ時期といたしましては、おおむね10月から11月ぐらいにそういう原案というものを取りまとめをしたい。そしてその取りまとめられた原案をさらにまた住民の皆さん方に1市5町それぞれでご説明をし、またご意見をいただくと、そのような流れを考えております。

そして、その2回目の説明会でご意見をいただきましたものを反映させて、市町村建設計画の案というふうな形に取りまとめをしてまいりたいというふうに考えております。

それから大きな2点目で、いわゆる事務事業の調整、いわゆる合併協定項目と市町村建設計画との関係というような形でご質問がございましたが、先ほどもちょっと申し上げましたが、当然この市町村建設計画は、ハード整備だけでなくソフト事業というものも入ってまいります。したがって、合併協定項目で調整をしたソフト事業、そういったものも市町村建設計画の中に入ってくるものというふうに考えております。

それから、この原案策定方針の中に、計画の期間として「おおむね10か年」というふうに示しておりますが、マニュアル等によりますと、5年から10年というような形で例示されておりますが、やはり合併後のまちづくりということを計画し、そしてまたそれを検証していかなければならないということを考えますと、もう1点はやはり合併特例債の期間というものが10年間というのがございます、したがって、そういったところを考えますと、この市町村建設計画というのは10か年というのが適当であろうというふうに考えております。

以上でございます。

○赤崎議長 よろしいですか。

○ふじた委員 はい。

○赤崎議長 ほかの委員の皆様方ございませんか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、ご質問・ご意見等特にないようでございますので、本日のところ、ご質問・ご意見これぐらいで終わります、この建設計画も極めて大事な案件でありますので、本日のところはお持ち帰りいただいて、それぞれの町やそれぞれの機関でまたよく

ご吟味をいただいて、次回にその決定を持ち越していきたいと思っておりますが、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきたいと存じます。

なお、この合併は、当初申し上げたように鹿児島市への編入となっておりますけれども、そこに至るまではお互いに1市5町は平等に、そしてお互いに腹を割って意見も出し合って、先ほど申し上げたように、1市5町それぞれの住民の皆さんに喜んでいただけるという協議にしていきたいと、またしなければいけないと思っておりますので、そういうことでひとつまたこれからもいろいろご審議に参画をしていただければと思っております。

その他

○赤崎議長 以上で議事について終わりますので、5のその他に入らせていただきます。

5のその他のところで、まず最初に事務局の方から、次回の協議会の開催についてご説明を申し上げます。

○成清事務局長 第3回の鹿児島地区合併協議会の開催につきましては、あくまで予定でございますが、3月27日木曜日でございます。時間は午後3時30分から。場所といたしましては、第1回目の合併協議会を開催いたしました「かごしま市民福祉プラザ」で開催をする予定でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○赤崎議長 事務局の方でいろいろご都合等をお聞きする中で、3月27日の午後3時半からということで一応の案を決めたようでございますが、そういうことで第3回の協議会の開催、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、特にご意見ございませんので、第3回の合併協議会は、一応の予定として、3月27日木曜日の午後3時30分から「かごしま市民福祉プラザ」で開催をするということでご了承をお願いを申し上げておきます。

それぞれご多忙の方々ばかりでございますが、ぜひひとつ日程を差し繰っていただきまして、ご出席を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、本日予定をいたしました協議会の案件すべて論議が終わりましたが、そのほかに何かございませんでしょうか。

○上門委員 実は第1回の協議会で、その他のところで、私どもの議会の委員からの1人の辞任ということの経過等については、るるご説明申し上げましたが、その間、学識経験者の若い世代の登用ということについて首長会でも協議をいただきたいという旨、お願い申し上げておりましたが、その後の状況等についてわかっていることがありましたらご報告いただければありがたいなと思っております。

○川原幹事長 それでは、私の方からお答えしますけれども、今、鹿児島市の上門委員からお尋ねでございますけれども、それらの問題につきましては、人選を含めて、現在、検討を進めているところでございまして、そこら辺につきましては、また会長ともご相談しながら、また一方では首長会の中でお諮りして、またご報告させていただきたいというふうに考えております。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○上門委員 わかりました。よろしくお願い申し上げます。

○赤崎議長 ありがとうございます。

そのほか、その他でございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、長時間にわたりまして各面からご審議をいただき、そしてまた、9号議案、10号議案の説明等もお聞きをいただきまして大変ありがとうございました。両議案の取り扱いは、そういうことで次回に持ち越させていただくということをお願いを申し上げておきます。

閉 会

○赤崎議長 以上で、第2回の鹿児島地区合併協議会を終わらせていただきます。

議事の進行にご協力を賜りましたことに、そしてまた大変有意義な協議会の審議ができましたことに心から感謝を申し上げて、本日の協議会を終わらせていただきたいと存じます。

ありがとうございました。

午前11時51分閉会